

㊸野焼き支援ボランティアの会会則

(名称)

第1条 本会は、「野焼き支援ボランティアの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、公益財団法人阿蘇グリーンストック（以下、「財団」という。）の定款第44条にある活動会員が所属する会として、阿蘇の広大な草原を護り、後世に継承していく活動の一環として、阿蘇郡市等の牧野組合等と連携し、都市生活者・企業・団体などに参加を呼びかけ、草原の輪地切り及び野焼きなどの作業を支援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するために財団が主催する野焼き支援ボランティア初心者研修会（以下、「初心者研修会」という。）を修了し、本会の定める入会届を提出した者を会員とする。

(会費)

第4条 本会の会員は、財団の定款第6条にある事業年度に基づき、別に定める細則により年会費を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 次の項目に該当する者は、会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 本会を退会
- (2) 年度末時点で年会費未納

(活動)

第6条 本会は、目的達成に向けて次の活動を行う。ただし、第1号及び第5号の活動については、野焼き支援ボランティア活動実施要領（別表）に従う。

- (1) 阿蘇郡市の牧野組合等が実施する野焼き、輪地切り、輪地焼きへの支援活動
 - (2) 野焼き支援ボランティアに関する各種研修会
 - (3) 野焼き支援ボランティアの体験企画
 - (4) 会員及び牧野組合等との交流を促進する活動
 - (5) その他草原の保全や森林の保全に寄与する活動
- 2 第1項第1号の活動への参加は、次の者に限る。
- (1) 会員
 - (2) 初心者研修会を受講後、最初の春季活動時期を終了するまでの非会員
- 3 第1項の活動を行うにあたり、野焼き支援ボランティアマニュアルを別に定める。

(機関)

第7条 本会の運営にあたり、次の機関を置く。

- (1) 野焼き支援ボランティアリーダー全体会 (以下、「リーダー全体会」という。)
- (2) 野焼き支援ボランティアの会運営委員会 (以下、「運営委員会」という。)
- (3) 会員総会
- (4) 安全管理委員会

(リーダー)

第8条 本会は、一般ボランティアへの指導、活動時の安全管理及び本会の運営のため、会員数の1割程度のボランティアリーダー (以下「リーダー」という。)) を置く。

2 リーダーは、リーダーによる推薦を受けた一般ボランティアの中で、リーダー全体会により推挙され、野焼き支援ボランティアリーダー養成研修会を修了した者とする。

3 リーダーは、リーダーを退任するときは、財団に申し出ることとする。

(リーダー全体会)

第9条 本会の運営を行うために、リーダーで構成されるリーダー全体会において、本会の活動及び安全管理について協議し、円滑で安全な活動を推進する。

2 リーダー全体会は、年4回を定例会とし、臨時会は代表及び財団が必要に応じて招集する。

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置き運営する。

- (1) 代表1名、副代表2名、運営委員若干名
- (2) 役員は、リーダー全体会において選出し決定する。
- (3) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠及び増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行う。

代 表 : 会全般を統括し、財団と協同し会の発展に努める。

副 代 表 : 代表を補佐し会の円滑な運営に努める。

運営委員 : リーダー全体会及び各種研修、安全講習会等の企画・立案等を行うと共に、会の円滑な運営に努める。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、代表及び財団が必要に応じて招集する。運営委員会で検討された事項については、「リーダー全体会」に報告し、承認された場合、特に財政上の問題がなければ直ちに実施することができる。

(会員総会)

第13条 会員総会は、代表及び財団が必要に応じて招集する。

2 会員総会においては、本会の活動報告及び会員に必要な情報提供等を行う。

(安全管理委員会)

第14条 安全管理委員会は、別に定める野焼き支援ボランティア安全管理委員会規程により運営する。

(相談役)

第15条 代表及び副代表の相談に応じるために相談役若干名を置くことができる。

(会員名簿)

第16条 本会に、会員名簿を備え付け、次の事項を登載する。

(1) 会員の氏名、住所及び連絡先

(2) 会員番号及び加入年月日

(3) 各種研修の受講歴

2 会員は、前項に係る住所及び連絡先に変更が生じた場合は、直ちに財団に連絡しなければならない。

3 会員名簿は、第4条及び第6条に定める事項においてのみ使用するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第17条 財団は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、会員の個人情報を適正に取り扱うものとする。

(交通費支給)

第18条 リーダー全体会、運営委員会及び財団が特別に招集する事業に関しては、別に定める細則により交通費を支給するものとする。

(規則及び細則)

第19条 本会は、会則の規定に基づき必要な措置を行うため、会費及び会計等に関する規則又は細則を定めることができる。

2 規則及び細則は、リーダー全体会及び常務理事会の決議により制定し、又は改廃する。

(監査)

第20条 本会の会計及び資産状況の監査は、財団の定款の定めにより行うものとする。

(事務局)

第21条 本会は、財団の定款第43条の定めにより事務局を財団事務所に置く。

(改廃)

第22条 本会の会則の改廃は、財団の常務理事会の決議を経て理事長が行う。

附 則 この会則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、2013年10月1日から施行する。

附 則 この会則は、2015年4月1日から施行する。

(年会費改訂)

附 則 この会則は、2017年8月 日から施行する。

(第11条(相談役)新設、第12条改訂)

附 則 この会則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、2025年1月10日から施行する。